



H27. 9. 4. No1339
静岡県漁業協同組合連合会
☎054-254-6011 Fax054-253-9343
編集・発行＝指導部漁業振興課
URL:<http://www.jf-net.ne.jp/sogyoren/>

1. クロマグロの資源・養殖管理を強化

水産庁

水産庁は8月27日、東京三田共用会議所において「太平洋クロマグロの資源・養殖管理に関する全国会議」を開催しました。会議には、漁業関係者をはじめ県の担当者、業界団体などから約500人が参加し、各々の立場から活発な質疑・意見交換が行われました。

冒頭、佐藤一雄水産庁長官は、昨年、全国の会議で了承され、実質的に初めての取組みとして今年1月からスタートした、小規模漁業や定置なども含む、すべての漁業の数量を対象とした管理への関係者の協力に謝意を述べるとともに、引き続き数量遵守に理解と協力を求めました。

今年1月からの取組みは、30キロ未満の小型魚の漁獲量を2002～2004年の平均漁獲実績8,015トンから半減した4,007トン（大中型まき網漁業2,000トン、定置網や引き縄などの沿岸漁業2,007トン）を漁獲の上限とするもので、大中型まき網漁業については、操業海区単位で管理（並行して30キロ以上の大型魚についても漁獲数量管理）、また、沿岸漁業等については、日本沿岸を6ブロックに分け、各ブロックで上限（日本海北部506トン、太平洋北部249トン、日本海西部119トン、太平洋南部253トン、瀬戸内海6トン、九州西部749トン *このほか、近海竿釣漁業等106トン、水産庁留保分19トン）を設けて漁獲量をモニタリングするとともに、ブロックごとの漁獲状況を各県にフィードバックするものです。会議では、水産庁から現状について説明があり、7月末時点でいずれの海域も漁獲の上限は守られていると報告されました。

主催者側説明後は、各地域の沖合・沿岸・養殖の各関係者と水産庁の間で、活発な議論がなされました。発言者の多くは、資源の減少を実感し、資源管理の意義は理解しつつも漁獲を制限されることによる生活への不安などを訴え、全ての漁業者が資源回復に向け努力はするが、現行の収入安定対策の拡充など行政側の対応についても意見・要望が述べられました。

2. 平成27年度第1四半期補填発動

漁業経営セーフティネット構築事業

漁業経営セーフティネット構築事業における本年度第1四半期（配合飼料）の補填発動が決定しました。

当事業については、昨年秋以降、原油価格が下落し燃料については、昨年の第3四半期から本年度第1四半期まで補填の発動はありませんが、配合飼料では、原料となるミールの高騰により、各メーカーが製品価格の値上げを実施したことから全四半期で補填が発動されています。今年度第1四半期（4～6月）においても平均配合飼料価格204,751.3円/トとな

安全・安心な水産物供給と活力ある漁業づくりに努めよう

自立漁協の構築に向け合併・事業統合を進めよう

り、補填金支払基準価格（7中5平均配合飼料価格164,231.7円/ト）を超過したため、補填単価40,510円/トでの補填金支払が決定しました。今後も同様の状況が予想されますので、事業契約団体等、各関係先のご担当者様には、当事業の意義を再確認頂き、引き続き、当事業に関する事務手続きに遺漏なきようお願い致します。

なお、昨年度の県全体の補填金は、燃油（第1・2四半期）合計318,510,451円、配合飼料（第1～4四半期）合計77,585,414円で、総合計は、396,095,865円となりました。

3. 平成26年度の食料自給率を発表

農林水産省

農林水産省は、平成26年度の食料自給率を発表しました。それによると、カロリーベースの自給率は、主食用米等の需要量が減少傾向で推移していることに加え、前年度の消費税引き上げ前の駆け込み需要の反動等により、需要が減少したものの、小麦及び大豆については、天候に恵まれ、単収が前年度よりも高くなることと、作付面積も増加したことから前年度と同率の39%となっています。また、生産額ベースの自給率は、米について、需給緩和傾向等を背景に、国産価格が低下、国内生産額は減少したものの、魚介類については、国際的取引価格の上昇や為替動向の影響等により、輸入単価が上昇、輸入額も上昇したことから、前年度1ポイント減の64%となっています。

水産物の自給率（重量ベース）は、食用魚介類で前年度同率の60%、非食用を含む魚介類全体は1ポイント減の54%となりました。国内生産量は377万3千トン（7万1千トン増）、輸入量は310万5千トン（1万7千トン減）、輸出は56万2千トン（10万5千トン減）でした。また、海藻類の自給率は3ポイント減少し66%となっています。

4. 平成27年度船員労働安全衛生月間

9月1日から30日まで

国土交通省及び水産庁が主唱者となり、毎年9月1日から30日まで、海上における船員労働安全衛生思想の普及、船舶所有者及び船員による自主的な安全衛生活動の促進等により船員災害の防止を図ることを目的として、船員労働安全衛生月間が実施されています。

本年度のスローガンは『ケガなく 事故なく 病気なく 無事に帰るぞ僕らの港』で①作業時を中心とした死傷災害防止対策 ②海中転落・海難による死亡災害防止対策 ③漁船における死傷災害防止対策 ④年齢構成を踏まえた死傷災害及び疾病防止対策 ⑤生活習慣病等の疾病防止対策 ⑥その他の安全衛生対策 が重点事項です。

船員災害により、船員が休職・離職することは海運業や漁業にとって人的資源の損失であるだけでなく、若年者に船員という職業を敬遠させる要因ともなり得ることから、月間中は、全国一斉、集中的に船員の災害・疾病防止活動を展開すべく、船舶所有者及び船員等関係者の安全衛生に対する意識の高揚と船員災害防止対策の一層の推進が図られるよう期待されています。

漁協系統事業の全利用運動を進め組織の強化を図ろう